



栃木県公報

平成26年
12月2日(火)
第2636号

目次

告 示

○栃木県一般会計補正予算…………… 983
 ○救急医療機関の指定の取消し…………… 984
 ○地籍調査事業計画の決定…………… 984
 ○道路の区域の変更…………… 985
 ○道路の供用開始…………… 986

公 告

○公共測量の実施…………… 986

告 示

栃木県告示第560号

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第4号）については、平成26年11月21日専決処分したので、その要領を次のとおり公表する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福田 富一

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度栃木県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ789,901,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		92,751,830	1,050,000	93,801,830
	3 委託金	1,909,279	1,050,000	2,959,279
歳入合計		788,851,150	1,050,000	789,901,150

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		31,094,307	1,050,000	32,144,307
	5 選挙費	239,604	1,050,000	1,289,604

歳 出 合 計	788,851,150	1,050,000	789,901,150
---------	-------------	-----------	-------------

(財政課)

栃木県告示第561号

次の医療機関から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により、救急病院でなくなったことを告示する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地
医 療 法 人 元 気 会 池 田 脳 神 経 外 科	鹿沼市茂呂2027

(医療政策課)

栃木県告示第562号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅰ、屋板Ⅱ・上横田、屋板Ⅲ、屋板Ⅳ、川田、下田原Ⅳ、東横田・上御田、中島Ⅰ、中里原Ⅵ・金田Ⅲ、宝木Ⅱ・駒生Ⅱ、宝木Ⅲ・駒生Ⅲ、板戸Ⅲ、西刑部Ⅱ・平塚Ⅱ及び今里Ⅰ地区	平成26年4月1日から
栃木市	栃木市のうち部屋ⅩⅧ地区	
日光市	日光市のうち和泉Ⅳ地区	
小山市	小山市のうち羽川Ⅵ及び栗宮Ⅰ地区	
大田原市	大田原市のうち南金丸Ⅴ・大豆田Ⅰ及び大豆田Ⅱ・黒羽向町Ⅰ地区	
矢板市	矢板市のうち土屋Ⅳ及び乙畑Ⅴ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち東小屋Ⅱ及び三本木地区	
さくら市	さくら市のうち長久保Ⅰ、押上Ⅰ、箱森新田Ⅰ及び松山新田Ⅱ地区	平成27年3月31日まで
那須烏山市	那須烏山市のうち曲田Ⅳ、大木須Ⅲ、大木須Ⅳ、大里Ⅰ、志鳥Ⅲ、志鳥Ⅳ、上川井Ⅰ、上川井Ⅱ、下川井Ⅰ、下川井Ⅱ、熊田Ⅰ、熊田Ⅱ、熊田Ⅲ、月次Ⅰ、月次Ⅱ、藤田Ⅰ、藤田Ⅱ、藤田Ⅲ、藤田Ⅳ、三箇Ⅰ、三箇Ⅱ、三箇Ⅲ、南大和久Ⅰ、南大和久Ⅱ、南大和久Ⅲ、南大和久Ⅳ、小白井、鴻野山Ⅰ、宇井及び小倉Ⅱ地区	
下野市	下野市のうち小金井Ⅲ及び小金井Ⅳ地区	
上三川町	上三川町のうち磯岡Ⅰ、磯岡Ⅱ・西汗Ⅰ、大山Ⅰ、大山Ⅱ、五分一Ⅰ・坂上Ⅰ及び三村Ⅰ地区	

益子町	益子町のうち大郷戸地区
茂木町	茂木町のうち山内Ⅲ、山内Ⅳ及び深沢Ⅰ地区
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢2、下高根沢3、下高根沢4、下高根沢5、下高根沢6及び下高根沢7地区
壬生町	壬生町のうち藤井壬生甲・乙Ⅱ地区
塩谷町	塩谷町のうち清水・新谷Ⅰ及び羽谷久保Ⅰ地区
高根沢町	高根沢町のうち太田、太田Ⅱ、寺渡戸Ⅱ、石末Ⅳ及び石末Ⅴ地区
那須町	那須町のうち前原及び旧黒田地区
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅶ、馬頭Ⅷ、馬頭Ⅸ、和見Ⅳ、和見Ⅴ及び白久Ⅲ地区

(農村振興課)

栃木県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年12月2日から平成27年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
44	前	真岡市古山1589-2 から 真岡市久下田646-1 まで	9.5 ~ 19.1	2,550.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	真岡市古山1589-2 から 真岡市久下田646-1 まで	9.5 ~ 19.1	2,550.0	
	後B	真岡市古山1589-2 から 真岡市久下田2182まで	12.5 ~ 40.8	2,041.3	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 結城二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
56	前	真岡市久下田243-2 から 真岡市久下田353-2 まで	5.2	189.0	
	後	真岡市久下田243-2 から 真岡市久下田353-2 まで	5.2 ~ 17.2	189.0	

III

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 大田原芦野線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
72	前A	那須郡那須町大字芦野字夫婦石1419-7から 那須郡那須町大字芦野字夫婦石1436 まで	4.0～56.0	495.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡那須町大字芦野字夫婦石1419-7から 那須郡那須町大字芦野字夫婦石1436 まで	12.3～56.0	495.0	
	後	那須郡那須町大字芦野字夫婦石1419-7から 那須郡那須町大字芦野字夫婦石1436 まで	12.3～56.0	495.0	

栃木県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年12月2日から平成27年1月5日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市一の沢2丁目356-12から 宇都宮市駒生2丁目676-15まで	平成26年12月2日

(道路保全課)

公 告

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須烏山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））
- 2 作業地域
那須烏山市
- 3 作業期間
平成26年12月1日から平成27年4月30日まで

(監理課)